

盛土規制法の施行に向けた支援について

【担当省庁】農林水産省、国土交通省

法の施行準備及び執行へ向けて、以下の各措置を講じていただきたい。

- 基礎調査や区域指定に係る地元等への説明・調整が、地方自治体の負担となることが懸念される。については、これらに要する予算措置や技術的支援を国の責任において確実に行うこと
- 広く国民に対して制度の普及啓発を行うほか、相談体制の強化や全国的な情報共有ネットワークシステムの構築を率先して進めること
- 制度の運用に際しては、定期報告や中間検査等の新たな事務が増加することから、円滑な業務執行に資するよう、オンラインシステムの構築や事務の外部委託等の措置を講ずること

【現状・課題等】

■現行宅地造成等規制法による宅地造成工事規制区域

7市町（本府所管25市町村中。京都市除く）、7,778ha

■都市計画区域面積（京都市の区域を除く）=147,624ha

※都市計画区域全域を指定した場合=147,624/7,778÷18.98=約19倍の対象面積

■現行類似制度の許可状況（直近3カ年、件・ha）

	R元年度	R2年度	R3年度
開発許可	108・34.8ha	127・29.8ha	113・27.9ha
宅地造成許可	9・0.6ha	11・27.1ha	9・20.0ha

→区域指定、許可等対応に大幅な業務量増大が見込まれる

京 都 府 の担当課	総合政策環境部	循環型社会推進課 (075-414-4226)
	農林水産部	経営支援・担い手育成課 (075-414-4902)
		森の保全推進課 (075-414-5030)
	建設交通部	建築指導課 (075-414-5341)

【国の事業等】

- 都市防災総合推進事業（防交）・盛土緊急対策事業（防交）〔国土交通省〕
7,000億円（令和4年度補正予算1,700億円）

【京都府の取組】

- 本府庁内関係部署が連携する対策チームを組織し、施行準備等に係る対応を行うことに決定